

火災予防及び予防救急に関する連携協定書

火災予防及び予防救急に関する連携協定書

枚方寝屋川消防組合（以下「甲」という。）と千成ヤクルト販売株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が目指す「安全・安心を実感できるまち～ともにつくる～」と乙が企業ビジョンに掲げる「人と地域に支持され必要とされる健康ライフパートナー[®]」に基づき、甲及び乙が連携・協力して火災予防及び予防救急啓発への取り組みを推進し、枚方市・寝屋川市の市民の安全・安心に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- (1) 顧客及び地域の見守り活動並びに異常を発見した場合の119番通報、応急手当等の実施
- (2) 火災予防・予防救急に関するリーフレット等の配布及び口頭での広報
- (3) 食育の推進及び予防救急の普及啓発に向けた講習
- (4) 消防広報行事への参加
- (5) その他火災予防及び予防救急に関すること

（具体的取組の内容及び実施内容）

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める事項を効果的に促進するため、適宜協議を行うものとし、具体的取組の内容及び実施方法は、甲乙協議のうえ決定する。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、第2条各号に掲げる連携・協力事項の検討及び実施により知り得た相手方の秘密を第三者に開示し、又は提供してはならない。ただし、あらかじめ書面により相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(協定内容の変更)

第5条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、甲乙協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

(有効期限)

第6条 本協定の有効期限は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の日の1か月前までにいずれからも別段の申し出がないときは、本協定は1年間自動的に更新され、その後も同様とする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ各1通保有するものとする。

令和5年4月20日

甲 枚方寝屋川消防組合

消防長 藤中 明広

乙 千成ヤクルト販売株式会社

代表取締役社長 小西 眞貴